

## 平成 29 年第 9 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 9 月 1 日（金曜日） 14 時 00 分～ 15 時 29 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 大会議室

出席農業委員： 1 番 山田 定男 2 番 小野 美智子 3 番 市川 一清 4 番 實戸 猪文  
5 番 狩生 哲廣 6 番 黒岩 真由美 7 番 茅田 寿志 8 番 田嶋 義生  
9 番 高島 千恵美 10 番 御手洗 大悟 11 番 小野 隆壽 12 番 吉良 勝彦  
13 番 工藤 雄一 14 番 谷川 享宏 15 番 塩月 吉伸 16 番 河野 周一  
17 番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯 1 区 波戸崎 孝 佐伯 2 区 清田 馨 佐伯 3 区 安藤 博  
佐伯 4 区 山田 裕也 佐伯 5 区 清水 秀人 佐伯 7 区 池田 幸利 佐伯 9 区 林 寛  
佐伯 11 区 後藤 彰 上浦区 白田 一男 弥生 1 区 大石 太士 弥生 2 区 出納 幸男  
弥生 3 区 藤原 安政 本匠 1 区 川野 源治 宇目 2 区 矢野 弥平 宇目 3 区 小里 豪  
直川 1 区 曾根田 正弘 直川 2 区 橋迫 新五 米水津区 水口 初則 蒲江 1 区 井川 英二  
蒲江 2 区 津田 幸喜 蒲江 3 区 松尾 孫重

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 副主幹 染矢 公博  
副主幹 田中 眞二 事務員 井上 真吾

農林課：総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 真輝

### 議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）  
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）  
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）  
④非農地証明願について

### 報告及び連絡事項

- ①空き家バンクに付随する農地の下限面積引き下げの適用年月日及び申請書類について
- ②平成 30 年度佐伯市農政施策に関する要望・提言について
- ③平成 29 年度農業委員地区別セミナーについて
- ④農業者年金加入推進部長について
- ⑤マダニ対策について
- ⑥全国農業新聞記事の情報提供について

事務局長：皆さんこんにちは。日中の暑いところ大変お疲れでございます。ただいまから平成 29 年第 9 回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席農業委員はおりません。全員出席でございます。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告します。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、まだ許可書が届いていませんので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議 長：それでは議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名したいと思います。本日の議事録署名人は、6 番の黒岩眞由美委員と 7 番の茅田寿志委員をお願いいたします。それでは、次に事務局から本日の議案説明をお願いいたします。

事務局長：それでは議案書の 2 ページをお開きください。農地法第 3 条、件数 4 件、面積田 1,819 ㎡、畑 1,359 ㎡、面積計 3,178 ㎡です。次に第 4 条ですが、今回はありません。次に農地法第 5 条、件数 6 件、面積田 393 ㎡、畑 1,236 ㎡、面積計 1,629 ㎡。合計、件数 10 件、面積田 2,212 ㎡、畑 2,595 ㎡、面積計 4,807 ㎡です。以上提案いたします。

議 長：それではこれから議案の方に入りたいと思います。先月までは、3 条、4 条、5 条と一括説明を行った後に審議していただきましたけれども、本日は、本人議案が出ております。つきましては、この 3 条、5 条については、1 議案ずつ審議していきたいというふうに思います。それで承認を得たいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。事務局 3 条についての説明をお願いいたします。

事 務 局：3 条の 1 から説明させていただきます。3 条の 1 は、無償譲渡による所有権の移転です。申請農地は、申請者の自己所有地の隣地となっており、農業振興地域内の農用地です。譲受人の方は所有農地で、米、野菜、果樹類を耕作しております。農機具につきましても、必要な農機具は揃っております。取得後の農地につきましては、米を栽培する予定とのことです。取得後の耕作面積は、103.59 a となり、佐伯地域の下限面積 40 a を超えております。周辺地域への農業上の支障も問題ないと思われまます。担当推進委員さんからも問題ないという意見書をいただいております。説明は以上です。よろしくお願ひします。

議 長：ただいま 3 条の 1 番について説明が終わりました。これより審議に入りたいと思います。何か意見等ございましたら挙手をして名前を述べた後お願ひいたします。どなたかございませんか。それでは 1 番についての承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで、3 条の 1 番については承認したいというふうに思います。次に、2 番ですけれども、議案審議に参加できないということでございますので、大石委員退出をお願いいたします。それでは事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：3 条の 2 について説明させていただきます。3 条の 2 は、売買による所有権の移転です。申請

農地は、譲受人自宅前にあります農業振興地域内の農地となっております。譲受人の方は所有農地で、米、野菜類を耕作しております。農機具につきましても、必要な農機具は所有しております。取得後の農地につきましては、今米を栽培しておりますが、引き続き米を栽培することです。取得後の耕作面積につきましては、45.92a となり、弥生地域の下限面積 40a 以上となっております。耕作を行うにあたりましても申請農地周辺への農業上の影響は予想されません。担当推進委員さんからも問題ないという意見書をいただいております。よろしく申し上げます。説明は以上です。

議 長：ただいま 3 条の 2 番について説明が終わりました。どなたか御意見等ございましたら挙手にてお願いいたします。どなたかございませんか。それでは 2 番について、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）2 番については承認したいというふうに思います。大石委員の入室をお願いします。それでは 3 条の 3 番について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：3 条の 3 について説明をいたします。3 条の 3 は、売買による所有権の移転です。申請農地につきましては、農業振興地域内の農地です。譲受人は借り入れ農地で、イチゴハウスを栽培しております。農機具につきましても、必要な農機具は所有しております。取得後の農地につきましては、整備をして、野菜類、ピーマンを主としたハウス栽培をするということで伺っております。取得後の耕作面積につきましては、74.44a となり、佐伯地域の下限面積 40a 以上となっております。耕作を行うにあたり、周辺農地への影響はないものと思われま。農地ですが、ゼンリンの地図をご覧ください。申請農地の前に倉庫が建っております。この倉庫につきましては、国道 388 号線の拡幅及び歩道の整備をしております。今支援学校から蒲江方面に向かって行っております。今年度につきましては、この倉庫のある部分も拡幅工事の対象となっております。現在倉庫があり、直接農地への出入りはできませんが、こちらは倉庫が取り壊され、道路の拡幅及び歩道になる予定になっております。こちらは佐伯土木事務所に確認をしております。担当の推進委員さんがおみえになっておらず、意見書はいただいておりますが、おそらくそこが一番問題になると思いますので説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長：ただいま 3 条の 3 番について説明が終わりました。どなたか意見等ございましたらお願いいたします。ございませんか。はい、どうぞ。

佐伯 7 区推進委員：写真がちょっとわかりづらいんですけど、木の生えとる方が農地なんですか。

事 務 局：そうですね、今倉庫がある関係で、写真の撮影につきましては、ゼンリンの地図に 1 と 2 と記しておりますけども。

佐伯 7 区推進委員：1の方を見せてもらえますか。

事 務 局：半分から右側、左側という形での撮影となっておりますので。

佐伯 7 区推進委員：はい。

議 長：いいですか。他にございませんか。なかったら、3条の3番について、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで3番についても承認したいというふうに思います。それでは3条の4番の説明をお願いいたします。

事務局：3条の4について説明いたします。3条の4は、親子間の生前贈与による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地となっております。譲受人は世帯親子で野菜類と果樹を耕作しております。農機具につきましても、経営に十分な農機具を所有しております。取得後の農地につきましては、引き続き野菜類、果樹類を栽培していくとのことです。取得後の耕作面積につきましては、10.82aで、大入島地域の下限面積10a以上となっております。耕作を行うにあたりましても引き続き行いますので、周辺農地へ影響はないものと思われまます。3の写真と4の写真は同じ所ですけども全体面積撮れませんので、また右側と左側と半分半分写真を撮らせていただいております。推進委員さんからも問題なしという意見書を添付していただいております。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長：ただいま3条の4番について説明が終わりました。どなたか意見等ございましたら挙手にてお願ひいたします。私もこの大入島に行かせていただきました。ほとんど柑橘類とツワ畑の状態畑として認めざるを得んというようなツワの状態です。結構植えています。雑木と変わらないようなグリーンなもんですから柑橘類がちょっとわからないような状態になっています。この〇〇〇番については柑橘が3本の柿の木が3本ぐらい植えて下にツワがあります。ほとんどツワと柑橘類が主で家の前が普通食べられる家庭菜園という状態で子どもさんに贈与したいと。どなたか意見等ございましたらお願ひいたします。ないですか。それでは3条の4番について、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで4番も同じく承認したいというふうに思います。ただいま3条の申請がございました4件については、佐伯市農業委員会につきましては、承認したいというふうに思います。続きまして、本日は4条申請がございません。これより5条に入りたいと思います。5条の1番の説明を事務局お願ひいたします。

事務局：5条の1番について説明させていただきます。目的は太陽光発電施設用地への転用ということです。農地につきましては、第2種農地の畑です。こちらは、太陽光ということで、周辺住宅の方への同意、了承おき取りつけていることの確認はできております。土地の形状は、変えずに使用するというので、土砂等の流出、周りへの被害はないと思われまます。土地の周辺がわかりにくいので、動画を準備してみましたご覧ください。基礎の部分に石垣をしておりますので、その形状を利用して整備するというので計画が出ております。担当推進委員さんから問題ないということで意見書をいただいております。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長：ただいま5条の1番についての説明がございました。5条の1番について質疑等ございましたら挙手にてお願ひいたします。はい、どうぞ。

16番委員：基本的なことでお尋ねします。初めてなのでわかりませんので、農地区分2種とあります、それと下の方に3種とあります。映像を見てどういう区分かわからないので教えてもらいたいのですが。

議 長：事務局いいですか。この前の農地資料の中にも載ってたんですけども。

事務局：先月、簡単に説明した用紙をお渡ししておりましたけれども、わかりやすく3種農地から説明させていただきますと、都市計画区域内として指定された農地で、準工業地域とか住居地域とか指定がある所につきましては3種農地という区分。都市化、市街化が進んでいるような所、進むような所が3種農地という区分になっております。あと、公共施設、学校とか市役所や駅からの範囲に近い所の農地も3種という区分にはなっております。2種農地を説明する前に1種農地につきまして、1種農地は優良農地の1つでありまして、圃場整備が行われた農地及び農地が広がっている所に連坦している農地、おおむね10haの中にある農地とかは1種農地ということになっています。佐伯市内で出る2種農地というのは、1種とか3種に該当しない農地ということで第2種農地という区分が多くなっております。今回出ている5条の1番につきましては、その他1種、3種に該当しない農地ということで2種という判定をしております。細かい取り決めにつきましては、また検証する機会がありましたら細かいところを説明させていただきますと思います。

議 長：よろしいですか。他にございませんか。それでは5条の1番について、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで、5条の1番については承認したいというふうに思います。続きまして5条の2番お願いいたします。

事務局：5条の2について説明させていただきます。転用の目的は、進入路用地として利用する計画です。譲受人と譲渡人を含めた2人が共同で現在使用しています。もともと申請地の部分を里道として利用しておりましたが、今回住宅に入る進入路ということになっておりますので、始末書を添付しての申請となっております。農地としましては、生産性の低い第2種農地の畑です。新たに工事を行うことはございませんので、土砂流出等の恐れはございません。推進委員さんからも無許可転用であるが問題ないという旨の意見書をいただいております。

議 長：5条の2番の説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手にてお願いします。ございませんか。それでは5条の2番について、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで、承認したいというふうに思います。それでは5条の3番についての説明を事務局お願いいたします。

事務局：5条の3番について説明させていただきます。先月出ました案件の隣地となっております。転用の目的は一般住宅用地です。農地としましては、都市計画区域内の準工業地域に指定されております第3種農地の畑となっております。隣地の農地との境はコンクリート擁壁を設置して土砂流出がないように整備するということです。排水につきましては、側溝から県道にある側溝まで引き込むようになっております。県の許可申請済みであります。意見書につきまして担当の清田推進委員さん問題ないですか。はい。以上です。

議 長：ただいま5条の3番の説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手にてお願いいたします。ございませんか。それでは5条の3番について、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで、承認したいと思います。それでは5条の4番

についての説明をお願いいたします。

事務局：5条の4番について説明いたします。転用の目的は、店舗兼住宅用地、美容室の店舗ということになっております。今回美容室開業を考えており、その家族も同居するというので店舗と住居を一体化した宅地での申請ということで受けております。こちらは、5条の3番と近い所、コスモタウン内にありまして都市計画区域内の準工業地域に指定されております第3種農地の畑となっております。敷地の境界はコンクリートブロック擁壁を設置するため周辺への土砂流出等の影響はないとのことです。排水につきましては、合併浄化槽を設置して県道の側溝へ放流します。こちらに関しても大分県土木事務所の方で申請をしております。清田推進委員さんこちらもよろしいですか。問題ないとのことです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長：ただいま5条の4番についての説明が終わりました。どなたか意見等ございましたら挙手にてお願いします。ございませんか。それでは5条の4番について承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで5条の4番については承認したいというふうに思います。それでは5条の5番について説明をお願いいたします。

事務局：5条の5番について説明させていただきます。転用の目的は、事務所及び資材置場用地となっております。事務所及び資材置場として使用しておりますので、今回始末書を添付しての申請となっております。農地としましては生産性の低い第2種農地の田となっております。既に利用しておりますので、現状のままということで新たな工事は発生しませんので周囲への影響もございません。特に苦情もないということでございます。城村水利組合からの意見書が問題ないということで添付されております。推進委員さんの意見書につきましても問題ないということでいただいております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長：ただいま5条の5番についての説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手にてお願いします。ございませんか。ないようですので5条の5番について承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで5条の5番も承認したいというふうに思います。続きまして5条の6番についての説明をお願いいたします。

事務局：5条の6番について説明させていただきます。転用の目的は、駐車場及び貸駐車場の用地とのことです。今回、3分の1が既にゼンリンを見てくださいと道路と水路向かいのアパートの貸駐車場として既に転用をされておりました。残りの大部分は近くの事務所の駐車場用地とするとのことです。既に駐車場として利用しているということで始末書が添付されております。土地の造成は現在と同じ状況で使うということで周辺の農地等の被害もないと思われま。水利権につきましては特にありません。農地につきましては都市計画区域内、第二種住居地域に指定されております。第3種農地の畑となっております。今映っている部分が駐車場として使われている部分となっております。看板が立ってます所に段差があって、上の部分が畑として使われているところなので、そちらも合わせて整備するというのでございます。意見書につきまして担当の推進委員さんからも問題はないということで意見書を添付していただいております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま5条の6番についての説明が終わりました。どなたか意見等ございましたらお願いいたします。ございませんか。それでは5条の6番について承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）5条の6番について挙手多数ということでも承認したいと思います。5条の6件につきましては多数の意見を附して知事に進達したいというふうに思います。これにて3条、それと5条の審議は終了したいと思います。では40分まで休憩としたいと思います。

（10分休憩）

議 長：それでは再開いたします。その他の農用地利用集積計画（案）について農林課から説明をお願いいたします。

農 林 課：みなさんこんにちは、農林課の児玉です。よろしくお願いたします。まず初めに訂正がありますのでお手元にある正誤表をご覧ください。契約期間5年のNo.3コード番号1の田の面積が574㎡となっておりますが、正しくは754㎡ですので訂正をお願いいたします。正誤表の2枚目に一覧表の正しいものを付けておりますので、こちらをご覧くださいになって御確認をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は53件となっております。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間5年、47筆、39,520㎡、契約期間10年、6筆、3,633㎡、これらを合計すると53筆で43,153㎡となっております。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。どなたか意見等ございましたらお願いいたします。何かありますか。ないようでございますので、農用地利用集積計画（案）についての挙手にて承認を求めたいと思います。よろしくお願いたします。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。つづきまして利用権設定の推進について説明をお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起しをお願いしているところですが、満期到来者分については、該当する委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等受けた場合は御協力の程よろしくお願いたします。なお、利用権設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたします。今回の書類の締め切りは9月15日としています。農林課又は各振興局まで御提出をお願いいたします。以上よろしくお願いたします。

議 長：利用権設定についての説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手に手お願いたします。続きまして、農用地利用配分計画（案）について農林課の説明を求めます。

農 林 課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしくお願いたします。皆様のお手元に配布をしております資料、農用地利用配分計画（案）に沿って説明をさせていただきます。資料表紙の裏側が集計表になっておりますのでご覧いただきたいと思います。今月の案件は、平成29年11月1日開始分です。契約期間5年の内訳は、田、44筆、面積35,078㎡。畑、2筆、面積2,181㎡、合計46筆、面積37,259㎡です。契約期間10年の内訳は、畑、6筆、面積

3,633 m<sup>2</sup>です。今月の合計は、52筆、田、35,078 m<sup>2</sup>、畑、5,814 m<sup>2</sup>、計40,892 m<sup>2</sup>となっています。詳細につきましては、2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等記載をしました農用地貸付調書を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。簡単ですが以上で説明を終わりますので、御審議の程よろしくお願いたします。

事務局：事務局からです。農地利用配分計画に係る意見として、担当の推進委員さんから問題ないという事で意見書をいただいておりますので御報告いたします。

議長：ただいま農用地利用配分計画（案）について説明がございましたけれども。どなたか意見等ございましたらお願いします。私の方からいいですか。今、WCSの刈り取りとかいうのはどういうふうな指導を行っているんですか。例えば北海道のサイロを持っている人等は、ものすごくリンゴの匂いが、甘酸っぱい匂いがして、ものすごくいい状態にするわけですよね。WCSを刈り取るのはいつも普通期が終わった状態で刈り取っていくわけじゃないですか、そうすると逆に今度、腐敗の状態でラッピングをかけてしまうわけですよね、甘酸っぱい匂いというのは、香りというのはなくなるんですよ。そこのところはどういう指導をしてるのかなということをお聞きしたいんですが。

農林課：農林課水田畜産係の下川です。今、会長の方がおっしゃられました、WCSの収穫についてありますが、今、会長の方が言われましたとおり、品種がどうしても普通期米を先に刈り取りまして、そのあと掃除をしたうえでWCSを刈り取るという形になるかと思っておりますので、どうしても普通期が終わる10月下旬ぐらいからWCSに入るというふうな形になるかと思っております。ただ、うちの方が今、〇〇〇〇〇〇〇〇などのコントラクターを行っている方々については、極力早めの刈り取りをお願いしたいということでやってはおりますけれども、やはりかなり多くの面積を抱えておりますので、1社のみではやはり面積に対応しきれないということもございまして、今年度につきましては、新たに宇目の〇〇〇〇さんの方から、新たにWCSの刈り取りの業務を受託するというような形で、刈り取る方を増やしていくというような形で対応したいということで考えております。

議長：ありがとうございます。甘酸っぱい香りをさせるというのは牛の方もそれを好むわけですよね、青いうちに刈り取ってラッピングしてしまう、そうするとリンゴの甘酸っぱい香りがそのまま残っていくんですよ、そういう状態で、普通期を刈る前に刈れば、それが一番いいのかなというふうに思っておりますので、そこのところはよろしくお願いたします。それでは、農用地利用配分計画について、意見等他にございせんか。意見なしということでございまして。はい、どうぞ。

16番議員：農業委員の河野周一ですが、スライドはないんですよ。撮ってない。撮ったらよくわかると思いますけど、どうやろうかなと思って。

農林課：対象農地につきましては、今回のみで52筆ということになっておりまして、面積については非常に多くございまして、すべての農地を写真で紹介するとなると、かなりの時間がかかると思っておりますので、こういった一覧表という形で皆様の方にお願しております。



議長：よろしいでしょうか。はい、他にございませんか。ないようですので、農用地利用配分計画について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで、承認したいというふうに思います。ありがとうございます。続きまして、非農地証明願いについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：こんにちは。農業委員会事務局の田中でございます。私の方から非農地証明願いの説明をさせていただきたいというふうに思います。説明の中では、現地の状況、経緯、また耕作放棄の理由等説明しますが、以下につきましては座って説明させていただきます。まず、証明願いの1番の件でございます。本件に係る土地の表示、耕作放棄の年月日、申請人等につきましては、皆さん方のお手元に配布しております、議案の方をご覧いただければというふうに思いますし、また、申請地の位置等につきましても、地図の方を配布しておりますので、それを見ていただければと思います。本件に係る現地調査についてでございますが、8月25日でございます。山田会長ほか4名の農業委員の皆さん方、そして担当区の山田推進委員さん、そして私ども事務局3名で実施をしたところでありまして、スライドの現地でございますけれども、佐伯市役所より国道388号線を鶴見方面に向かいまして、茶屋ヶ鼻橋を左折をし、県道梶寄浦佐伯線を約1km程度でございますが進みますと、右手に城南分団の大江灘団がございます。その消防機庫の先を右折をしまして、山手側に位置するのがこの現地でございます。スライドを見ていただきたいんですけども、完全に森林化の様相を呈している状況でございます。このような状況に至った理由等について申請人から聞き取ったところでございますけれども、申請人の方が高齢であるということから、実際の聞き取りは息子さんの方から行いました。その理由についてでございますが、主に水利の確保が、なかなかままならなかったというのが原因のようでございます。耕作放棄の時期等につきましては、議案書にも書いておりますように、昭和30年ごろというふうに伺いました。息子さんの方も現在57歳でございますので、既に物心ついたときから耕作の経緯はなかったというふうに答えていました。よって、当該地についてでございますけれども、非農地証明発行基準の2の4に該当しようかというふうに思います。森林の様相を呈しており、農地を復元するために物理的な条件整備が著しく困難な状況にある土地というふうに判断できようかというふうに思います。委員の皆様方には慎重な審議のうえ、御承認をいただければというふうに思います。

議長：非農地証明願いの1番についての説明がございました。どなたか意見等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

10番委員：農業委員の御手洗です。教えてもらいたいんですけども、非農地証明願いが承認された後は、この現況の山林という地目になるということなんですか。

事務局：非農地証明については、市の農業委員会の方が決定権を持っておりますので、農業委員の皆様方から承認後については、証明書の方を申請人の方に渡します。以後地目の変更については状況から見ても、法務局の方で山林という登記をするようになろうかと思います。

議長：よろしいでしょうか。他にございませんか。はい、どうぞ。

15番委員：農業委員の塩月と申します。この周りに、こちらは道路ですか、普通の一般道ですか。今、推

進委員が立っている方。で、これと反対側、コの字型には農地らしき現状はないんですか。

事務局：写真の撮り方が十分でないで委員の皆さん方に御迷惑をかけておるところですが、この周辺一帯は現に非農地化の状況にあります。今推進委員の方がそこに立たれておるんですが、この道については1、2年前に林道をこの先に抜いているんで、その作業車両が通る道ということで、本来非農業用地みたいな状況だったんですが、そこにあえて道を作って今このような形になっておるといのが状況です。

議長：よろしいですか。他にございませんか。それでは、非農地証明願いの1について承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）1については承認したいというふうに思います。続きまして2番についての説明をお願いいたします。

事務局：引き続き非農地証明願いの2番の説明をさせていただきます。この2番につきましても現地調査は8月25日でございます。山田会長ほか4名の皆さん、そして担当区の藤原推進委員、そして私ども3名で実施をいたしました。資料等につきましては、1でもお伝えしましたようにそれぞれ委員の皆さん方に配布しておりますので、それをご覧いただければと思います。この現地については、佐伯市役所より国道217号線を番匠方面に向かいまして、国道10号の番匠大橋を渡りさらに直進すること500mぐらいです。左折をし、切畑小学校の裏を通りますと市営深田団地がございます。その裏が今スライドにでております現地でございます。ご覧いただければおわかりのとおり、現地については既に山林化の様相を呈している状況でございます。また、現地を含めまして、この周辺ですけれども地名からもおわかりのとおり、昔から深田で水稻栽培に不向きで、水路の状況が非常にままたまなかったというのが今回の耕作放棄の主な理由と聞いております。現在申請人の方は66歳でございます。申請人の方が高校2年生の時までは、両親が水稻を作っていたということでございますが、申請人の方が高校2年生の時以来、ここについては耕作放棄をしたということでございます。それが不耕作の理由でございます。よって、当該地については耕作放棄をされ、既に50年は経過しておると、状況も山林化しており耕作できる状況にないということでございます。よって、非農地証明発行基準の2の4にございます、森林の様相を呈しており、農地を復元するために物理的な条件整備が著しく困難な状況にあるということで判断できようかというふうに思いますので、委員の皆様方には慎重な審議のうえ、御承認をいただければというふうに思います。

議長：ただいま非農地証明願いの2について説明がございました。どなたか意見等ございましたらお願いします。ございませんか。意見等なしということでございますので、非農地証明願い2についての賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで、2番についても承認したいというふうに思います。続きまして、3番についての説明をお願いいたします。

事務局：引き続き非農地証明願いの3番の説明をさせていただきます。この3番につきましても同じように、山田会長以下4名の農業委員の皆さん方、そして担当区の藤原推進委員さんと、私ども事務局3名で8月25日に現地調査を実施したところでございます。この非農地証明の3番についての資料等につきましては、先程から言いますように、皆さん方のお手元に配布のとおりでございます。この現地でございますが、市役所より国道217号線を弥生方面に向かいまして、

番匠交差点の国道 10 号線に出まして、番匠大橋を渡りきったすぐです。左手が現地でございます。右手は、県農協がでございます。現在当該地につきましては、盛土をし、造成中でございますが、当該地はそれに該当しない番匠側右岸の堤防横が現地でございます。現地の状況ですけども、スライドをご覧いただきたいと思いますが、荒廃化の状況が著しく、土地の周辺の状況から見ても、農地として復元し、継続して利用することが困難な状況であろうというふうに考えられます。また、耕作放棄の主な理由ですけども、当該地は、増水時には頻繁に水没し、耕作がままならない状況にあるということから、昭和 60 年以降、耕作のほうを放棄されたということでございます。以上の事から、非農地証明発行基準の 2 の 4 にございます、農地を復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状況にある場合、また継続して利用することができないと見込まれる場合の土地と判断できようかというふうに思いますので、委員の皆様方には慎重な審議のうえ、御承認をいただければというふうに思います。

議 長：ただいま非農地証明願いの 3 番について説明がございました。どなたか意見等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

13 番委員：農業委員の工藤ですけども、山林状態でもないし、原野としてもそう草が生えとる状態でもないし、足元の土の状況はおかしいんですか。何か非農地にせなあいけん状況にちょっと見えないうんですけど。

事務局：工藤委員さん、特に詳しくというふうに思います。今推進委員さんが立たれておる所は、築堤の頭です。番匠川を背にして築堤の頭に委員さんが立たれておると。それからスライドを見ると電柱が見受けられようかと思えます。この電柱周辺から右手にかけてこの木が今回の現地でございます。その前に造成されておる所が見受けられようかと思えます。ここ一帯、弥生地区に拠点を置きます企業の方が、この農地と一部を残し、既に全筆非農地証明が出されて現地は造成中でございます。この造成の天端から、現地の農地まで大体高さが 3m ちょっとあるかというふうに思います。よって、先程の説明の中でも森林化という言葉は私も使わなかったんですが、3m 下りて農地を耕作するということは非常に不可能であろうというふうに思いますし、現地の状況からも事務局としては非農地として扱っても問題ないかなといった判断の中で今回申請をあげさせていただいたところでございます。

13 番委員：わかりました。

議 長：他にございませんか。はい、どうぞ。

蒲江 1 区推進委員：蒲江の井川です。わからないことばかりで、どこから言葉を出していいか難しいんですけども、この非農地証明願いを出さない場合は、農地として判断するんですか。農家は非農地証明願いなんかはおそらく知らない人が多いと思うんですよ。もし、これをこういう状況にあって出さない場合は、農地とみなすんですか。

事務局：現地は農地否かは別として、現地の状況が山林であるか、また農地であるか、こういったことは別にして、登記簿上、非農地証明を出して地目の変更をされないということであれば、登記簿上は農地という状況の中で推移をしようかと思えます。

議 長：よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

蒲江1区推進委員：わかりにくいんですけども、それはそこで結局固定資産の問題が起きてくるんですけども、どうもわかりにくいです。

議 長：事務局いいですか。

事務局：補足になるかどうかですけども、今推進委員の皆さんに回っていただいております農地利用状況調査に関係してくることになるんですけども、図面の中に赤で斜線を引いた地域で、こちらは前回までの調査で、非農地というか山林化しているとみなされる農地ということで御説明をさせていただきました。この状態もそういうふう判断されれば将来的には非農地通知ということで、こちらから非農地に該当すると思われまますので手続きをとということで御連絡というかそういう形で進めていかなければいけない農地になるんです。実際は筆数が多いのでそこまで事務的にできておりませんが、先程田中の方からも説明がありましたけれども、地目としては田とか畑とか農地として残ってますけども、判定として今回の調査なんかで非農地状態、山林化されていると判断されれば将来的にはこちらから逆に働きかけて非農地の方をお願いするというような土地でございます。

議 長：よろしいですか。はい、どうぞ。

蒲江3区推進委員：蒲江3区の松尾です。私今この回っておるんですけども、非常に回る判断については、この非農地ばかりが実は多い訳なんです。回る所、西野浦、畑野浦、楠本浦、全部ほとんど荒れた農地ばかりなんです。区画整理してぴしゃっとある所は簡単だと思いますけど、ぼその中に行ったり大変な調査です。だから非農地申請をするということになって、非農地であるということは推進委員が事務局に付け出す訳ですね。

事務局：そのために、さっき言った非農地、山林とか原野の状態が激しいと思われる所につきましては、お渡しした赤でチェックをしていただければ、それが一応報告ということで見させていただきます。もしその土地に関して意見とかコメントがあれば別紙の報告書の方で些細なことでも結構ですので書いて出していただければと思っております。

蒲江3区推進委員：わかりました。

議 長：他にございませんか。はい、どうぞ。

蒲江1区推進委員：さっきの説明で気になった所がありましたので、ようするに周辺が埋め立てて、その結果3mの差ができて非農地になったという説明をされたんですけども、その前の段階でそうなるとおかしくなるのかなという気がするんです。そんな埋め立てを認めると後でそれが非農地の条件になるという、そのところをもうちょっとなんで前の埋立そういうのができたんかという。

議 長：事務局説明できますか。

事務局：今スライドで出ている現地の状況そのものが、ようするに耕作をするには非常に無理があろうといったことから今回非農地証明願いを受理したところでございます。よって周辺の状況が先程も私が言いましたように、3m程周辺が高い等々、それは不測の理由であって主の理由はあくまで現地の状況が耕作に適してない、農地としての意味を現状の中では持ってないということで非農地証明願いを受け付けたところです。

議 長：はい、どうぞ。

佐伯7区推進委員：推進委員の池田ですけど。ここの今の地図が分かりにくいので、事務局の方が不足だったと思うんですけど、ここの地区は平成26年頃からずっと非農地証明が出てきて、今埋め立てている所は、26年か27年頃に非農地証明が出て埋め立てている所です。そして、地図の中のピンクの所だけが今非農地③申請地と書いてます。その周辺の土地もすべて非農地証明を発行されている土地になります。

議 長：よろしいでしょうか。トラクター等々は、この状態では入れませんが、藤原推進委員が立っている後ろ側の方はまだまだ入れるような状態にはなっているんです。ただ、耕作できるような状態ではありませんので、事務局が説明したように非農地しかできないですよというような状況です。他にございませんか。（ありません、の声あり）非農地証明願いの3について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで、非農地証明願い1、2、3については全て承認したいというふうに思います。続きまして、報告及び連絡事項の方に入りたいと思います。それでは（1）空き家バンクに付随する農地の下限面積引き下げの適用年月日及び申請書類について事務局説明をお願いいたします。

事務局：空き家バンクに付随する農地の下限面積についての説明をさせていただきます。前回の農業委員会におきまして、空き家バンクに付随する農地の下限面積等について御審議いただいた結果をふまえて1枚紙両面刷りで申請書とチラシを付けさせていただいておりますが、チラシの方の面をご覧ください。佐伯市農業委員会では空き家バンクに登録した空き家に付随した農地で農業委員会の指定を受けた農地について取得の下限面積を0.1a、10㎡としますということで10月1日から適用して、この取り組みを行っていきたいと考えております。前回説明した分とダブル形になりますが、指定農地の手続きの流れとして、空き家バンクに住宅の登録をさせていただきます。登録をした所有者と一緒にの方が農地の売り人として空き家に付随した農地の指定申請書、裏面に案を付けさせていただいておりますが、こちらの申請書に必要事項を記載して農業委員会に提出していただきます。提出の日は通常の3条、4条、5条申請と同じく毎月20日を締切とさせていただきます。20日までに提出された農地につきましてその翌月に開催されます農業委員会の総会において適当な農地であるかということをお判断していただきます。適当と認めた場合には公示、相手に通知します。それから農地所有者へ判断結果通知ということで、その後その空き家に買い手がついて更に付随した農地も買うということで予定した場合に今度農地の所有者と空き家と農地を買われる方の両名で農地法第3条許可申請の手続きをいただく形になります。こちらも毎月20日締切となっております。締切日までに出た3条申請につきましては、その翌月開催されます農業委員会総会で審議していただきま

して、許可相当と認めた場合には農地と合わせて譲受人の方に所有権、賃借権がいくという形をとらせていただきたいと思います。農地法 3 条の許可を受けるための条件につきましては、下に書いていますとおりでございます。通常の審議内容と違うのは、下限面積が 0.1 a、10 m<sup>2</sup>ということで審議していただく形になります。裏面の申請書につきましては、必要事項を記載していただきますが、農地として確認するために添付書類として指定を受けようとする農地の全部事項証明を付けていただいて申請をいただく形で審議していただくようになります。今から行っていく業務になりますので、中には想定外の状況とか細かい所は出てくると思いますが、それはまた農業委員会の中で審議等いただいて不備等あれば修正等していきながら取り組んでいこうと思います。今回両面刷りしております資料につきまして、御意見等あればいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長：ただいま、空き家バンクに付随した土地の 0.1 a についての説明がありましたけれども、どなたか意見等ございましたら。よろしいですか。この数値については変更しませんけれども要件については、いろいろな状況を加えた中で都度変更はしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。なければ次、平成 30 年度佐伯市農政施策に関する要望・提言についての説明をお願ひいたします。

事 務 局：平成 30 年度の佐伯市農政施策に関する要望・提言につきまして、先月の農業委員会の総会で、皆様に今日までの期限で出してくださいということを御説明しております。今日現在まだ 1 件も出てない状況であります。この総会終了後でも結構ですし、来週 6 日の水曜日まで待ちたいと思ひますので、何か要望・提言がございましたら事務局の方まで先月配った用紙により提出をお願ひいたします。

議 長：まだ 0 件ということでございますので、農業者の皆様の見解、要望等御提出を切にお願ひいたします。続きまして、平成 29 年度農業委員会地区別セミナーについての説明をお願ひいたします。

事 務 局：この分については、用紙等先程と同じで特に配っておりません。11 月 1 日水曜日午後、その日の総会を 10 時に開催して、おそらく 1 時になろうかと思ひます。佐伯市保健福祉総合センター和楽で、竹田市、豊後大野市の農業委員さんと推進委員さん、それと佐伯市の合同の地区別セミナーということで、近づきましたら具体的なものが決まり次第、御案内いたします。

議 長：また期日が近づきましたら皆様方に連絡するというところでございますので、再度また 10 月の農業委員会の席では皆様には連絡したいというふうに思ひます。続きまして農業者年金加入推進部長についてということで、報告をお願ひいたします。

事 務 局：農業者年金の加入者を増やすということで、農業者年金加入推進部長という方々を選任しております。役職指定の会長、副会長、また女性の農業委員、推進委員、それと農業者年金協議会の会長ということで、役職指定がござひます。1 枚なりのペーパーをお渡ししておりますので、その名簿を見ていただければわかるかと思ひますけれども、役職指定以外の農業委員さんに加入推進部長になっていただいておりますが、3 番の谷川委員さん、4 番の河野周一委員さんに農業者年金の加入の促進の推進部長になっていただきましたので御報告となります。また、

このメンバーで9月11日に特別研修を別府の方に受けに行く予定でございますので、合わせて御報告いたします。

議 長：続きまして、マダニ対策について、これは前回の研修会でもマダニ対策ということで、言っておりましたけれども、服装等きておりますので、事務局説明をお願いできますか。

事 務 局：両面刷りの1枚ペーパーをお配りしておりますが、マダニの感染者が増えているということで、現在農地パトロールで藪の中等に入る機会が多いと思いますので、裏面の方にありますように長袖とか軍手などをして、袖口を縛るなどの対処をしていただきたいということでございますので、詳しくは述べませんが、裏面のマダニから身を守る服装等をご覧になって皆さん気をつけて農地パトロールをしていただければと思っております。

議 長：最後になりますが全国農業新聞記事等の情報提供についてお願いいたします。

事 務 局：これも1枚なりのペーパーの両面刷りをお配りしておりますが、年に1、2回程、皆さんから取っていただいております全国農業新聞に記事を投稿しなければならないようになっております。今回、記事の内容が、これでヒト押しという記事の欄に500字程度の紹介分と写真を合わせて佐伯市農業委員会として投稿しなければならないようになっております。もし、皆さんの方で、裏面にどんな感じになるかという実際の記事も載せておりますが、10月3日までにこんなことを載せたらいいんじゃないかという事がございましたら、写真も合わせて事務局の方に申し出ていただきたいと思っております。もし、10月3日までに推進委員さん、農業委員さんの方から特に掲載の要望がなければ、直川の桑の実を使ったジャム作りという取り組みを直川の方でされとるということですので、もし皆さんの方からなければ事務局の方がその桑の実のジャム作りについて全国農業新聞に掲載したいというふうに思っておりますので、御了承をよろしくお願いいたします。

議 長：ただ今、報告及び連絡事項として、5件の報告、それから連絡事項がございましたが、全体を通して何か皆様の方から聞きたいことがあれば受け付けたいと思っております。ございませんか。それでは、ちょっと皆様に報告したいと思います。ここですべての9回の農業委員会が閉会するわけですが、この後30分程度中間管理事業についての講演がございます。講演については20分ぐらい、皆様の質疑が10分ぐらいというふうに企画しておりますので帰らないでこのままお待ちをお願いしたいと思います。それでは事務局お願いいたします。

事務局長：それでは、農業委員会を終了したいと思います。次回の開催日は10月3日火曜日午後2時から市役所6階、この大会議室で行います。それでは閉会の挨拶を副会長お願いします。

17番委員：皆さんお疲れさまでした。平成29年第9回佐伯市農業委員会を終了したいと思います。御苦労さまでした。

(15時29分閉会)